

鹿児島産業保健総合支援センターでは、四半期に1回、毎月初めに配信しているメールレターの内容などを中心に取りまとめて、本紙により配信しています。

5月～9月は、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」期間です！ ～7月は重点取組期間です～

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係省庁及び関係団体との連携の下、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

本キャンペーンは、これまで各団体において個々に実施されていた取組について相互に連携を図り、一体的に推進することにより、事業場における熱中症防止に対する意識の向上及び責任体制の確立を含む対策の徹底を図ることを目的としています。

また、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図ることとしています。

7月はキャンペーン期間中の重点取組期間となっています。



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

ご安全に！！



チューイ カン吉

鹿児島産業保健総合支援センターが実施するセミナーのご案内（お申込みお待ちしております）

担当者必見！
働く人の「こころ」と「からだ」の健康づくりセミナー
～コラボヘルスと事業場の取組事例～

日 時：令和5年7月25日（火）14時～16時

場 所：鹿児島県医師会館 3階中ホール2（鹿児島市中央町8-1）

内 容：第1部「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の解説」
講師：鹿児島産業保健総合支援センター 副所長
第2部「事業場におけるコラボヘルスの推進」
講師：全国健康保険協会 鹿児島支部 企画総務部 保健グループ 職員
第3部「事業場における取組事例」
講師：事業場 産業保健スタッフ

参加無料

対 象 者：事業者、衛生管理者、人事労務担当者など
定 員：65名（先着順となります）
申込期限：令和5年7月18日（火）まで
申込方法：HPメールフォーム、右記QRコード

お申し込みはこちら
<https://ssl.formman.com/t/rbten/>

労働者が健康を保持増進するために、労働者の自助努力に加えて、事業者の行う労働者の健康づくりへの取組など健康管理の積極的な推進が必要とされています。今回のセミナーは、改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「コラボヘルスの推進」、「事業場の取組事例」を学ぶことにより、各事業場の実態に即した労働者の健康保持増進対策にお役立ていただくことを目的としています。

詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

事業者が労働者の健康保持増進対策を行うメリット

労働者の健康保持増進対策を行うことで、事業者にとっては「労働生産性の向上」、「労働災害件数や休業日数の減少」、「メンタルヘルスの改善」といったメリットがあることが、学術研究の成果や事業場などでの先進的な取組事例から示されています。

健康リスクを放置することは、事業者にとっても大きな損失につながりかねないことから、労働者の健康リスクを低下させるような予防的な取組が重要です。

担当者必見！
メンタルヘルス対策セミナー
～ハラスメントのない職場づくりを目指して～

日 時：令和5年8月4日（金）14時～16時

場 所：マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎2丁目8-8）

内 容：第1部「これだけは知っておきたい！事業場のハラスメント対策」
第2部「セルフケア～自分の健康は自分で守ろう～」

講 師：鹿児島産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員

対 象 者：事業者、衛生管理者、人事労務担当者など

定 員：30名（先着順となります）

申込期限：令和5年7月28日（金）まで
申込方法：HPメールフォーム、右記QRコード

参加無料

お申し込みはこちら
<https://ssl.formman.com/t/qdRHH>

労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るため、厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定めています。今回のセミナーは、事業場におけるハラスメント防止と、事業者が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置（メンタルヘルスケア）が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの実施方法について学びます。

労働安全衛生法第69条
事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

ハラスメントとメンタルヘルスケアとの関わり

労働者の心の健康には、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等職場内のハラスメントを含む職場の人間関係の職場環境などが影響を与えることがあります。職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境などの改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされています。

「2022 年度版健康スコアリングレポート」発行について

日本健康会議・厚生労働省・経済産業省の3者より、健康保険組合および共済組合宛てに「健康スコアリングレポート」を提供しました。

「健康スコアリングレポート」とは、保険者単位および事業主単位(一部のみ)で、加入者の健康状態や医療費等について、全国平均や業態平均と比較したデータを見える化したものです。

各事業所における健康課題等の把握・整理に役立つ情報が多数含まれており、医療保険の保険者から健康スコアリングレポートの提供を受け、自社の健康課題を認識・共有していることは健康経営度調査の評価項目にも位置づけられております。

健康保険組合・共済組合に加入する事業者の皆様は各医療保険者にご照会いただき、健康スコアリングレポートを是非ご活用ください。詳しくは日本健康会議 HP をご覧ください。

(<https://2025.kenkokaigi.jp/news/n017>)

なお、協会けんぽに加入する事業所は「事業所カルテ」の提供を受けることができますので、各協会けんぽ支部にご照会ください。

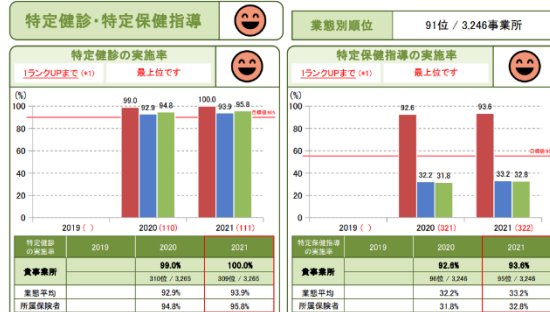
健康スコアリングレポートのお問い合わせ

厚生労働省保険局保険課 dh-kenpo@mhlw.go.jp

(事業主単位)健康スコアリングレポート(サンプル)

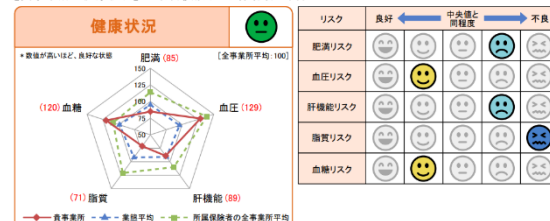
貴事業所の予防・健康づくりの取組状況と健康状況の概要

【貴事業所の特定健診・特定保健指導の実施状況】



※ 目標値は、第3期（2018～2023年度）特定健康診査等実施計画期間における所属する保険者の個別目標。
※ 順位は、業態ごとに事業所のスコアの低い順にランキング。
※ 内の数値は、全事業所平均を100とした際の当該事業所の相対値。
※ 注： 経理業務（業態）を含む加入者全体の目標である。

【貴事業所の健康状況】生活習慣病リスク保有者の割合

[illegible]

令和5年度 両立支援コーディネーター基礎研修について

令和5年度の両立支援コーディネーター基礎研修について、第1回から第3回までの日程が労働者健康安全機構ホームページで公開されています。昨年度に引き続きオンライン形式での開催となり、計7回が予定されています。

第1回の募集は既に終了しましたが、第2回、第3回については、令和5年7月19日13時～8月1日17時までが募集期間となっています。

第4回以降については、日程が決定次第、公開される予定となっています。

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>



「団体経由産業保健活動推進助成金」のご案内

労働者健康安全機構では令和4年度から、新たに「団体経由産業保健活動推進助成金」を開始することとなりました。この助成金は、中小企業や労働保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成するものです、

事業場における労働者等の健康管理のために、ぜひご活用ください。

※ この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

<https://www.iohas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さま

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

車下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の態環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の**80%(上限100万円)**を助成[※]します。

※ 上限は1団体あたり1回100万円です。

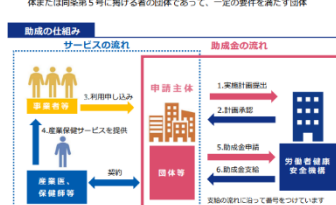
対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等
事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団



産業保健相談員からのメッセージ

●「働く人」と自動車運転

産業保健相談員 長友 医継（担当分野：メンタルヘルス）

「働く人」にとって、仕事上でも通勤においても運転免許証はなくてはならない資格と言っても過言ではないでしょう。鹿児島県のような公共交通機関が充分ではない地方においてはなおさらです。

高齢者の交通事故が多いことを背景に高齢者の運転免許証の更新が厳格化され、現在、75歳以上の高齢者の免許証更新時には認知機能検査が実施されています。その結果、自動車事故が減少してきたことが報告されています。

それでも最近も高齢者による悲惨な自動車事故が発生しています。大方が認知症が疑われる事例であり、一見、「働く人」には関係がないように思われます。しかし、認知症は高齢者だけが罹患する疾患ではありません。65歳未満で発症する認知症は若年性認知症と称され、「働き盛りの認知症」working age dementia ともいわれます。18～64歳人口における人口10万人当り47.6人、推定発症年齢の平均は、 51.3 ± 9.8 歳と推計されています。このようなことから認知機能検査の対象年齢の引き下げの必要性も指摘されています。

ところで、道路交通法には運転の欠格事由があり、その疾患として認知症を始め以下があげられています。即ち、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、その他の精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）、脳卒中、アルコール依存症です。但し、これらは相対的欠格事由ですので、詳細は法律を確認してください。

そして、これらの一定の病気などに罹っているドライバーを診察した医師が、自動車などの運転に支障があると思われる場合、診察結果を公安委員会に任意に届け出ることができる制度（一定の病気等に係る医師による任意の届出制度、平成26年6月1日施行）があります。なお、この行為は守秘義務違反にはなりません。

【2023（令和5）年4月10日付けメールレター241号掲載】

●心の居場所は？（臨床心理学授業の一コマ）

産業保健相談員 山喜 高秀（担当分野：カウンセリング）

これは大学での臨床心理学授業の一コマ（光景）である。

まずは教員が「皆さんには心がありますか？ないと思う人は手を挙げて。」と問いかける。学生たちは、怪訝そうにあるいは困惑しながら辺りを見回しているが、手を挙げる者はいない。次の教員の問いかけは、「手を挙げなかったということは、皆さんには一人ひとり心があるということですよね。では次の問いです。その心が今それぞれどこにあるのか教えてください。」と言いながら、傍の学生から一人ずつマイクを向けて聞いていく。一人目の学生は、しばらく考えて「この辺りかなあ」と胸を辺りに手を当てる。次の学生は「脳です！」と答え、次の学生は自分の身体全体を円で囲みながら「自分を包んでいる感じがなあ」と答える。

その様子を見ながら教員が言葉を加えていく。「不思議ですね。心とは…字は共通に使っているが、実感しているのは人それぞれで、また同じ人でも場所によって時によって移り変わっていく。ところが、他人の心についていえば、『あの人の心は～だから、こんなことをするんだとか、あの人の育った環境が～だから、あんな性格になったんだ…』と決めつけたがります。自分のことを同じように決めつけられれば、『勝手に決めつけないでほしい！あなたに何が分かるというの？』と言い返すかもしれません。やはり心は不思議で面白いものです。その面白さを探っていくのが、臨床心理学です。」

【2023（令和5）年5月6日付けメールレター242号掲載】

●成人期の発達症

産業保健相談員 野添 新一（担当分野：メンタルヘルス）

幼少時から学童期にかけて、微かな（時に明らかな）障害特性を持っていたかもしれないが、成人期に至って初めて広汎性発達症（自閉性スペクトラム症）の特徴が顕在化する例である。その原因として、

- 1：社会的ストレスへの脆弱性
- 2：心的外傷記憶の現在への侵入
- 3：①通常の記憶とは違い、その不快、迫害体験当時のマイナス情動及び気分がありありと伴う。
②現在体験していない過去の叱責やいじめの体験、マイナスの情動や気分は何度も見舞われ脳がその都度過剰興奮して二次障害遅延化や再発の大きな原因となる。
- 4：疲労や身体感覚の掴みづらさ（禍集中：疲労）（虚脱：疲弊を繰り返す）
- 5：偏った認知
- 6：リフレイン体質（同じ状態や繰り返しを好み変化を嫌う）

【症例1 23歳 男性 病院職員】

小学生より忘れ物多く物事に集中できなかった。中・高校より悪ふざけの対象とされ一人になること多かった。高校卒業時から爪かみ・チックなど頻発。23歳時心理検査の結果 ASD、ADHD の診断あり。人前に立つとパニックとなり、さぼり癖もあったが投与されたパキシル薬の効果はなかった。

【症例2 26歳 男性】

幼少時より大学中退まで、易怒的・暴力・友人離反などあり。小学生より忘れ物多し。ASD、ADHD の診断。帰郷後、母親への暴力が持続し、パキシルなど使用するも効果なし。平成26年2月当院受診数回にわたって父親を含めて ADHD 特性について対話しつつ薬物療法を開始した。はじめストラテラ 40mg を一錠より開始し、4週間後より1日 80mg へと増量、間もなく二次障害は急速に改善した。

精神賦活薬（ストラテラ錠）は初めてアメリカで開発され日本へ輸入されており、成人例に常用されている。症例1は仕事や運転技術も改善、症例2は6か月後国家試験にも合格した。

【2023（令和5）年6月6日付けメールレター243号掲載】

産業保健に関するご質問・ご相談を受け付けています！

鹿児島産業保健総合支援センターでは、治療と仕事の両立支援やメンタルヘルス対策をはじめ、産業保健に関する様々なご質問・ご相談を受け付けています。

電話やFAX、ホームページからもお気軽にご相談ください。オンラインでも対応できます。

ホームページ



独立行政法人労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
〒890-0052 鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル 4 階 TEL099-252-8002 FAX099-252-8003